

# 北栄町農地賃借料情報

(平成26年4月)

単位:円

農地区分	細目	適用区域	最高額	最低額	平均額	データ数
田	上	大区画整備田及び給水設備がある田又はこれに準ずる田	16,000	8,000	10,500	37筆
	中	圃場整備された生産力の高い田	11,000	3,000	7,300	345筆
	下	耕作条件が悪く生産性の低い田	実績がありません			0筆
砂丘畑	上	砂丘畑灌漑施設区域(中北条地区)	18,000	5,000	12,600	45筆
	中	砂丘畑灌漑施設区域で上記以外の地区	20,000	2,500	10,200	32筆
	下	上記以外の区域	実績がありません			0筆
普通畑	上	圃場整備された区域	17,000	2,300	6,600	105筆
	下	上記以外の区域	実績がありません			0筆

平成21年12月15日に改正農地法が改正されました。これにより、従来の「小作料」が廃止され、1年間の賃借料を基に、最高額、最低額、平均額を情報として提供することになりました。

1 平成25年1月～12月までに利用権設定された賃貸借(10アール当たり)の賃借料です。

2 賃借料は、農地の形状、勾配、地理条件等により双方の合意で決定します。適用区域に示す賃借料を参考にして下さい。

3 データ数は、集計に用いた筆数です。

4 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。